

一般社団法人 神奈川県作業療法士会

# 研究助成事業

事業概要 第2版

学術部

作成日：2011/4/17

改定日：2017/4/15

## 目次

I.	神奈川県作業療法士会研究助成事業の目的 .....	3
II.	応募に関する諸条件等 .....	3
1.	応募資格者（研究代表者） .....	3
2.	研究組織及び研究期間 .....	3
3.	対象経費 .....	4
4.	応募に当たっての留意事項 .....	5
5.	公募期間 .....	6
6.	提出先 .....	6
7.	提出書類 .....	6
8.	提出部数 .....	6
9.	その他 .....	6
III.	事前評価 .....	7
1.	評価期間 .....	7
2.	専門的・学術的観点からの評価に当たり考慮すべき事項 .....	7
IV.	交付申請 .....	8
1.	提出期間 .....	8
V.	交付決定 .....	8
VI.	研究の遂行 .....	8
VII.	成果の報告 .....	8
VIII.	成果の公表 .....	8
1.	学会への応募 .....	8
2.	学術誌等への投稿 .....	9
IX.	会計・業務監査に提出が必要な書類その他について .....	9
1.	全ての会計・業務監査に提出が必要な書類等 .....	9
2.	研究期間終了後に行う会計・業務監査に提出が必要な書類 .....	9
X.	本事業についての問い合わせ先 .....	9

## I. 神奈川県作業療法士会研究助成事業の目的

神奈川県作業療法士会研究助成事業（以下「助成事業」という。）の目的は、神奈川県作業療法士会の発展に寄与する研究・実践についての知見を会員間で広く共有すること、及び、成果の公表により神奈川県作業療法士会の学術研究活動を内外へ広報することである。研究Ⅰは、会員間での知見の共有を促進する目的から、研究組織は複数法人（2法人以上）の研究者から構成された研究組織で取り組むものとする。また研究Ⅱは、若手会員の研究活動の促すため、作業療法免許取得から7年目以下の会員を対象とする。

## II. 応募に関する諸条件等

### 1. 応募資格者（研究代表者）

- i. 神奈川県作業療法士会正会員（以下、県士会員）で、応募年度までの会費納入済みの者。研究計画の遂行にすべての責任を負わねばならない。また研究代表者として申請できる研究課題は原則として1件である。

(ア) 研究Ⅰ：全県士会員

(イ) 研究Ⅱ：作業療法免許取得から7年目以下の県士会員

### 2. 研究組織及び研究期間

#### i. 研究組織（図）

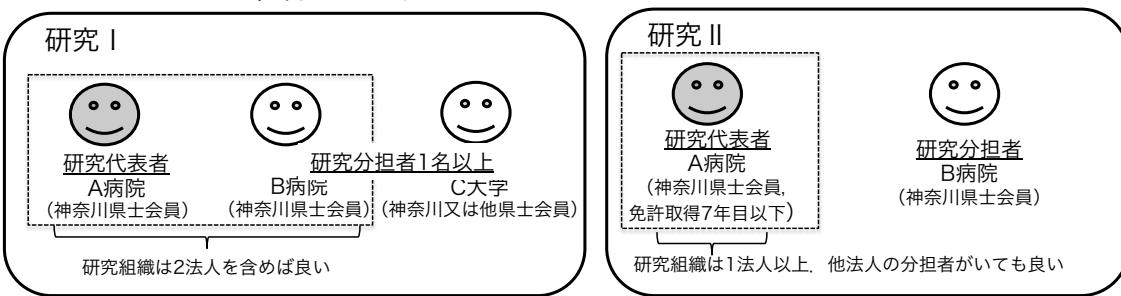
(ア) 研究Ⅰ

研究分担者には、研究代表者とは別の法人に所属する県士会員を1名以上を含まねばならない。また県士会員である研究分担者は、応募年度までの会費納入を済ませていなければならない。

上記条件を満たすほかは、他都道府県作業療法士会員、他職種、学生等を研究分担者としてもよい。ただし神奈川県内に在勤の作業療法士で、かつ神奈川県作業療法士会に未入会者もしくは応募年度までの会費未納者を、分担研究者としてはならない。

(イ) 研究Ⅱ

研究組織は1法人以上で、研究分担者には、他都道府県作業療法士会員、他職種、学生等を入れてもよい。ただし、神奈川県内に在勤の作業療法士で、かつ神奈川県作業療法士会に未入会者もしくは応募年度までの会費未納者を、分担研究者としてはならない。



図：研究組織の例

ii. 研究期間

助成金の決定通知がなされた日以後であって実際に研究を開始する日から開始年度の次年度 3 月 31 日までの間で、実際に研究が終了する日までとする。

### 3. 対象経費

i. 申請できる研究経費

研究計画の遂行に必要な経費及び研究成果の取りまとめに必要な経費。研究課題 1 件に対し、20 万円を上限とする。なお、経費の算出に当たっては、以下の勘定科目を参考にする。

勘定科目	概要
福利厚生費	研修会を行う場合、当日の運営スタッフ・OT 講師の弁当代（原則として上限 1 人¥800），講師の湯茶代 ※紙コップ、紙皿代は消耗品費
会議費	食事、弁当代（原則として上限 1 人¥800）
旅費交通費	交通費及び宿泊費、指定の学会参加旅費 ※交通費は電車、バス、船賃、航空料金の実費とする。タクシ一代、燃料費代等としては支給せず、電車、バス賃等に換算し支給する。
消耗品費	文具類、ファイル、名刺、コピー用紙、プリンターインク、紙コップ、紙皿、スプーン等 ※コピー代は印刷製本費
印刷製本費	コピー代、印刷代、製本費 ※ファイル、コピー用紙、プリンターインク代は消耗品費
修繕費	パソコンの修理費等
貸借費	家賃、会場使用料、機材使用料、機材レンタル料（リース契約）等
光熱水費	電気、ガス、水道の使用料
涉外費	手土産代、外部講師（OT講師以外）弁当代
通信運搬費	電話代、郵便料金、切手代、宅配便代、振り込み手数料
委託費	他業者への業務委託を行った場合に発生する費用
諸謝金	講師への謝礼金、原稿料等の総額（原則として講師謝金支 払基準、原稿料等支払基準を遵守する） ※源泉徴収分（諸謝金の 10%）を含む。
負担金	指定の学会参加費、他団体への会費等
消耗備品費	耐用年数1年以上のもので、取得価格が 3 万円以上のもの
備品費	耐用年数1年以上のもので、取得価格が 20 万円以上のもの
雜費	ATM 引き出し手数料、両替手数料他、いずれにも属さないもの

ii. 研究費として申請できない経費について

- (ア) 研究代表者、研究分担者、研究を補助する者に対する給与、退職金、ボーナスその他各種手当及び諸謝金。
- (イ) 研究実施中に発生した事故または災害の処理のための経費（被験者に健康被害が生じ補償を要する場合に当該補償を行うために必要な保険（当該研究計画に位置づけられたものに限る。）の保険料を除く。）
- (ウ) その他研究に関連性のない経費。

iii. 神奈川県作業療法学会または日本作業療法学会参加旅費について

研究代表者等が、当該研究の研究成果の発表を行うことを確認できる場合に限り、助成対象となる。ただし学会参加旅費は、神奈川県作業療法士会の定める旅費交通費の支出基準に則る。神奈川県作業療法学会または日本作業療法学会において当該研究の研究成果の発表を行う際の「学会参加費」については、発表を行うために必要な最低限の費用であることを確認できる場合に限り、助成対象とする場合がある。

また学会参加旅費及び学会参加費は他の経費同様、研究期間終了までに支払いを済ませなければならない。

#### 4. 応募に当たっての留意事項

i. 不正経理等及び研究不正への対応について

(ア) 不正経理等に伴う助成金の交付の制限について 研究者が助成金の不正経理又は不正受給（偽りその他不正の手段により助成金を受給することをいう。以下「不正経理等」という。）により、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消された場合については、その後一定期間、当該研究者（不正経理等を共謀した者を含む。）は助成金の交付の対象外となり、研究分担者となることもできない。なお、研究分担者が不正経理を行った場合は、研究分担者のみが助成金の交付対象外となる。

(イ) 研究上の不正について

科学技術の研究は、事実に基づく研究成果の積み重ねの上に成り立つ壮大な創造活動であり、この真理の世界に偽りを持ち込む研究上の不正は、科学技術及びこれに関わる者に対する信頼性を傷つけるとともに、研究活動の停滞をもたらすなど、作業療法の発展に重大な悪影響を及ぼすものである。そのため研究者は、所属する機関の定める倫理綱領・行動指針、神奈川県作業療法士会及び日本作業療法士協会の示す作業療法士の行動規範等を遵守し、高い倫理性を持って研究に臨むことが求められる。

このため助成金においては、研究上の不正を防止しそれらへの対応を明示するために、不正に対して助成金の打ち切り及び返還、一定期間交付の対象外とする、申請の不採択、不正の内容及び措置の公表、必要に応じ他団体への情報提供等の対応を行う。

※不正経理等及び研究上の不正の告発について 助成金の不正経理等や研究上の不正行為があった場合、まずは神奈川県作業療法士会学術部担当理事にご相談ください。

ii. 経費の混同使用の禁止について

他の経費（他の補助金等）に助成金を加算して、1個または1組の物品を購入したり、印刷物を発注したりすることはできない。

iii. 研究計画策定に当たっての研究倫理に関する留意点について

各府省が定める法律・省令・倫理指針等を遵守すること。これらの遵守状況について調査を行うことがある。またこれらの法令等に違反して研究事業を実施した場合は、採択の取り消しまたは助成金の交付決定取り消し、返還等の処分を行うことがある。

iv. 研究期間中の神奈川県作業療法士会会費の納入について

研究代表者及び県士会員である研究分担者は、研究期間中の神奈川県作業療法士会費を期日までに納入しなければならない。遵守されない場合は、採択の取り消しまたは助成金の交付決定取り消し、返還等の処分を行うことがある。

5. 公募期間

当該年度の 5月1日～7月31日

6. 提出先

一般社団法人 神奈川県作業療法士会 事務局 「研究助成事業」係  
〒231-0011 横浜市中区太田町 4-45 第一国際ビル 301号室  
TEL 045（663）5997

7. 提出書類

助成金に応募する研究代表者は、研究計画書（様式1）を郵送にて提出すること。

8. 提出部数

研究計画書 2部（正本1部、写し1部）  
(研究計画書は、1部ずつ左上をホチキスで留めること。)

9. その他

i. 研究の成果及びその公表

研究の成果は、研究者に帰属する。なお、助成金による研究事業の報告書等は、神奈川県作業療法士会が発行する印刷物、神奈川県作業療法士会ウェブサイトにて公開されることがある。さらに直近の日本作業療法学会または神奈川県作業療法学会にて発表を前提として応募をしなければならない。

また、研究事業の結果またはその経過の全部若しくは一部について、学会、新聞、書籍、雑誌等において発表を行う場合は、助成金による事業の成果である旨を明らかにしなければならない。

- ii. 研究課題採択後において、神奈川県作業療法士会が指示する助成金の交付申請書（様式 2）や中間報告書（様式 3）、研究報告書（様式 4）等の提出期限を守らない場合には、採択の取り消し、また、交付決定後においては、助成金の返還等を求めることがある。
- iii. 県士会員である研究代表者及び研究分担者が研究開始から成果の公表までの間の神奈川県作業療法士会費の納入を怠った場合には、助成金の返還等を求めることがある。
- iv. 研究課題内定後において、研究代表者または研究分担者がやむを得ない理由により神奈川県作業療法士会より退会する場合等においては、研究代表者・研究分担者交替願（様式 5）を提出し、神奈川県作業療法士会の承諾を得た上で代表者を交替しなければならない。
- v. 他の研究資金で、助成金と同一内容の研究課題が採択された場合は、その理由を神奈川県作業療法士会へ報告し、速やかにいざれかの研究を辞退しなければならない。神奈川県作業療法士会助成金を辞退する場合、研究助成辞退願（様式 6）を提出し、神奈川県作業療法士会の承諾を得ること。なお、これらの手続きをせず、同一内容の研究課題の採択が明らかになった場合は、助成金の採択の取り消し、また、交付決定後においては、助成金の返還等を求めることがある。
- vi. 個人情報の取り扱い助成金に係る研究計画書または交付申請書等に含まれる個人情報は、助成金の業務のために利用及び提供される。また、採択された個々の課題に関する情報（制度名、研究課題名、研究者名、所属機関名、予算額及び実施期間）は、神奈川県作業療法士会が発行する印刷物、神奈川県作業療法士会ウェブサイトにて公開されることがある。
- vii. 倫理上の配慮について研究は、臨床研究に関する倫理指針（平成 20 年厚生労働省告示第 415 号）等、調査・研究の倫理的原則に従つたものである必要がある。必要に応じて、これらの事項に関する証明を研究者にお願いすることがある。

### III. 事前評価

事前評価は新規申請課題の採択の可否等について審査するものであり、書類審査、合議審査の 2 段階で行われる。書類審査においては提出された書類に不備がないか確認する。合議審査においては、提出された研究計画書に基づき、対象研究者の所属施設以外に所属する複数の作業療法士により構成される事前評価委員会において、専門的・学術的観点からの総合的な評価（研究内容の倫理性等総合的に勘案すべき事項についても評定事項に加える。）を経たのち、研究課題が内定される。研究課題内定後は、速やかに申請者へ文書で通知する。

また、採択された課題等については、印刷物のほか一般社団法人神奈川県作業療法士会ウェブサイト等により公表する。

#### 1. 評価期間

当該年度の 8 月 1 日～8 月 31 日

#### 2. 専門的・学術的観点からの評価に当たり考慮すべき事項

- i. 研究・実践の作業療法科学分野における重要性
  - ✓ 作業療法科学分野に対して有用と考えられる研究・実践であるか。

- ii. 研究・実践の神奈川県作業療法士会における発展性
  - ✓ 研究・実践成果が神奈川県作業療法士会の振興・発展に役立つか.
- iii. 研究・実践の独創性・新規性
  - ✓ 研究・実践内容が独創性・新規性を有しているか.
- iv. 研究・実践目標の実現性・即効性
  - ✓ 実現可能な研究・実践であるか.
  - ✓ 研究・実践が効率的に実施される見込みがあるか.
- v. 研究者の資質、施設の能力
  - ✓ 研究業績や研究者の構成、施設の設備等の観点から、遂行可能な研究であるか.

#### IV. 交付申請

内定となった研究課題の申請者は、内定となった研究助成額に応じた交付申請書(様式 2)を、神奈川県作業療法士会事務局まで提出する。

##### 1. 提出期間

当該年度の 9 月 1 日～ 9 月 30 日

#### V. 交付決定

交付申請書を提出後に交付が決定し、助成金が指定口座に振り込まれる。

交付決定及び振り込み期日 募集年度の 10 月中

#### VI. 研究の遂行

助成を受けた研究課題の研究者は翌々年の 3 月 31 日までに研究を遂行する。

#### VII. 成果の報告

助成を受けた研究者は年度ごとに、当該年度の研究成果及び研究経費の収支報告を、3 月中に報告する。研究成果は研究の中途においては半年ごとに中間報告書(様式 3) 2 部(正本 1 部、写し 1 部)、研究終了時においては研究報告書(様式 4) 2 部(正本 1 部、写し 1 部)を、神奈川県作業療法士会事務局へ提出する。(研究報告書は、1 部ずつ左上をホチキスで留めること。)

なお研究経費の収支報告については、当該年度の「神奈川県作業療法士会会計・監査マニュアル」を参考にし、年度半期ごとに会計及び業務監査を受ける。

#### VIII. 成果の公表

##### 1. 学会への応募

研究結果を、直近の神奈川県作業療法学会または日本作業療法学会にて発表を前提として応募することを義務とする。

また発表の際、演題名の肩に「一般社団法人 神奈川県作業療法士会〇〇年度 研究助成事業」とつけ、最後にも当該研究課題が一般社団法人神奈川県作業療法士会〇〇年度<sup>\*</sup>研究助成事業の研究課題として実施されたことを記さなければならない。

※ 当該研究課題に関する助成金の交付年度とする。

## 2. 学術誌等への投稿

研究結果を神奈川県作業療法士会学術誌に投稿することを義務とする。また投稿の際は文末に、当該研究課題が一般社団法人神奈川県作業療法士会〇〇年度<sup>\*</sup>研究助成事業の研究課題として実施されたことを記さなければならない。

※ 当該研究課題に関する助成金の交付年度とする。

## IX. 会計・業務監査に提出が必要な書類その他について

### 1. 全ての会計・業務監査に提出が必要な書類等

- i. 当該年度の「一般社団法人神奈川県作業療法士会会計・監査マニュアル」に則った書類等

※日本作業療法学会の参加において事前登録を行った場合等は、領収書でなくても参加費の支払が確認できる書類があればよい。

- ii. 中間報告書または研究報告書<sup>\*</sup>×2部（正本1部、写し1部）

※ 研究期間終了後の場合。

### 2. 研究期間終了後に行う会計・業務監査に提出が必要な書類

- i. 1.に掲げた書類

- ii. 直近の神奈川県作業療法学会または日本作業療法学会への演題応募が確認できる書類（Eメールの印刷物等）※コピー可×2部

- iii. 神奈川県作業療法士会学術誌に論文を投稿したことが確認できる書類）  
※コピー可×2部

## X. 本事業についての問い合わせ先

一般社団法人 神奈川県作業療法士会 学術部 研究助成事業担当班

mail : kana-zyosei@kana-ot.jp